船橋市建設工事等入札制度検討会要綱

（目的）

第１条　この要綱は、入札制度全般にわたる課題等を検討し、適切な契約事務の遂行を期することを目的とする。

（設置）

第２条　前条の目的を達成するため船橋市建設工事等入札制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。

２　検討会に入札制度検討会専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第３条　検討会及び専門部会は、次に掲げる項目をつかさどる。

⑴　入札・契約制度の改善に関すること。

⑵　入札・契約制度の適正な運用の推進に関すること。

⑶　その他入札・契約制度に係わる必要事項に関すること。

（組織）

第４条　検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

⑴　副市長

⑵　建設局長

⑶　契約、都市計画、都市整備、道路、下水道及び建築を主管する部長

２　会長は、副市長をもって充てる。

（職務）

第５条　検討会の会長は会務を総理する。

２　検討会の会長に事故があるとき又は欠けたときは、契約を主管する部長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　検討会は、必要のつど会長が招集する。

２　検討会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

３　検討会の会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

４　検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（専門部会）

第７条　専門部会は、検討会の運営を円滑に推進するため、必要な事項等について調査を行うものとする。

２　専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

⑴　契約課長

⑵　技術管理課長

⑶　公園緑地課長

⑷　道路維持課長
⑸　道路建設課長
⑹　下水道建設課長
⑺　下水道施設課長
⑻　河川整備課長
⑼　建築課長

３　部会長は、契約課長をもって充てる。

４　専門部会は、必要のつど部会長が招集する。

５　専門部会は、半数以上の部会員が出席しなければ会議を開くことができない。

６　専門部会の部会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、部会員以外の出席を求めることができる。

（回議）

第８条　検討会及び専門部会は、必要により回議をもって会議に代えることができる。

（庶務）

第９条　検討会及び専門部会の庶務は、契約課において処理する。

附　則

１　この要綱は、平成５年６月１日から施行する。

２　昭和５６年１２月１７日施行の船橋市入札制度改善委員会規程は、平成５年５月３１日を以って廃止する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年５月１日から施行する。